

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第二十二條關係）

改正案	現行
<p>第六十七條の九の二 特定親会社が商法第三百五十二條第一項の株式交換（保険業法第九十二條の五第一項の株式交換を含む。）により特定子会社の株主に新株を発行することに代えて自己の株式を移転したときは、当該株式交換に係る交換時の直前における当該自己の株式の帳簿価額を、その交換時における当該自己の株式の価額であるとして、当該特定親会社の各事業年度の所得の金額を計算するものとする。</p> <p>第六十七條の九の三 商法第三百六十四條第一項の株式移転（保険業法第九十二條の八第一項の株式移転を含む。）が行われた場合において、特定子会社（当該株式移転により商法第三百五十二條第一項の完全子会社となつた法人をいう。以下この条において同じ。）が特定親会社（当該株式移転により同法第三百五十二條第一項の完全親会社となつた法人をいう。以下この条において同じ。）に対して子会社株式等の譲渡（次に掲げる要件を満たすものに限る。）をしたときは、その譲渡による利益の額に相当する金額（第三項において「子会社株式等の譲渡利益相当額」という。）は、当該特定子会社その譲渡をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p>	<p>第六十七條の九の二 特定親会社が商法第三百五十二條第一項の株式交換により特定子会社の株主に新株を発行することに代えて自己の株式を移転したときは、当該株式交換に係る交換時の直前における当該自己の株式の帳簿価額を、その交換時における当該自己の株式の価額であるとして、当該特定親会社の各事業年度の所得の金額を計算するものとする。</p> <p>第六十七條の九の三 商法第三百六十四條第一項の株式移転が行われた場合において、特定子会社（当該株式移転により同法第三百五十二條第一項の完全子会社となつた法人をいう。以下この条において同じ。）が特定親会社（当該株式移転により同法第三百五十二條第一項の完全親会社となつた法人をいう。以下この条において同じ。）に対して子会社株式等の譲渡（次に掲げる要件を満たすものに限る。）をしたときは、その譲渡による利益の額に相当する金額（第三項において「子会社株式等の譲渡利益相当額」という。）は、当該特定子会社その譲渡をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p>

2 ~ 6 (略)	2 ~ 6 (略)
11 ~ 13 (略)	11 ~ 13 (略)